

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 骨子(案)

※太字:従うべき基準、その他:参酌すべき基準

項目	(参考)町立保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
			A型 (定員:6~19人)	B型 (定員:6~19人)	C型 (定員:6~10人)		
職員	職員数	・0歳児 3:1 ・1歳児 5:1 ・2歳児 6:1	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)			0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)	0~2歳児 1:1
	資格	保育士 ※保健師または看護師の特例有(1人まで)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長等が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 ※保育所と同様、保健師または看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師または看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修を実施	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長等が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者 ※市町村長等が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 ・乳児室 1.65㎡/人 ・ほふく室 3.3㎡/人 2歳以上 ・保育室等 1.98㎡/人	0歳~2歳児 ・3.3㎡/人	0歳・1歳児 ・乳児室またはほふく室の設置 ・3.3㎡/人 2歳児 ・1.98㎡/人	0歳~2歳児 ・3.3㎡/人	0歳・1歳 ・乳児室 1.65㎡/人 ・ほふく室 3.3㎡/人 2歳以上 ・保育室等 1.98㎡/人	—
	屋外遊戯場	2歳児以上 ・3.3㎡/人	2歳児 ・3.3㎡/人 (代替地も可能)			—	—
	耐火基準	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法上の耐火建築物又は準耐火建築物であること	・火災報知機・消火器の設置 ・消火訓練・避難訓練の定期的な実施	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物であること ・所定の防火設備などが備わっていること			—
	その他	・医務室 ・便所	・便所			・便所 ・医務室(0歳・1歳)	—

項目	(参考)町立保育所	家庭的 保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
			A型 (定員:6~19人)	B型 (定員:6~19人)	C型 (定員:6~10人)		
総則部分	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職した者が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 				—
その他	給食 ・自園調理 ・調理室 ・調理員	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理 (連携施設等からの搬入可) ※搬入施設は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得ること等の要件あり 衛生的な調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可) 献立ができる限り変化に富んでいること、健全な発育に必要な栄養量を含んでいること 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮すること あらかじめ作成した献立に従った調理 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理（連携施設等からの搬入可） ※搬入施設は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得ること等の要件あり 調理設備 調理員 献立ができる限り変化に富んでいること、健全な発育に必要な栄養量を含んでいること 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮すること あらかじめ作成した献立に従った調理 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること 			—	

項目	(参考)町立保育所	家庭的 保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
			A型 (定員:6~19人)	B型 (定員:6~19人)	C型 (定員:6~10人)		
その他	嘱託医	要配置	要配置				—
	連携施設	—	<p>○満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を確保すること</p> <p>①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>②必要に応じて代替保育を提供すること</p> <p>③当該事業者等による当該保育の提供の終了に際して、その保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設で受け入れて教育または保育を提供すること</p> <p>※保育所型事業所内保育所(定員20名以上)は、連携施設確保にあたり①②の協力を求めることを要しない。</p>				障害、疾病等により集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育を行う場合には、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設を適切に確保しなければならない。
	定員関連	—	—	省令施行の日から5年間、利用定員を6~15人にすることができる。	利用定員に応じ、地域枠を設置(別表)	—	
	経過措置等	—	<ul style="list-style-type: none"> 現在自園で調理していない場合は、省令施行の日から5年間、食事の提供や調理員配置の規定を適用しないことが可能 連携施設の確保が著しく困難な場合は、その他の適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、省令施行の日から5年間確保しないことが可能 【小規模保育事業B型のみ】家庭的保育者または家庭的保育補助者は、省令の施行の日から5年間、研修を受けた保育従事者とみなす。 			現在自園で調理していない場合は、省令施行の日から5年間、食事の提供や調理員配置の規定を適用しないことが可能	—

※保育所の職員配置に関する国基準は、1~2歳児：おおむね6人につき1人 となっているが、現行の精華町の運用通りの基準を記載

《別表》事業所内保育事業の地域枠(国基準)

利用定員数	地域枠
1~5人	1人
6~7人	2人
8~10人	3人
11~15人	4人
16~20人	5人
21~25人	6人
26~30人	7人
31~40人	10人
41~50人	12人
51~60人	15人
61人以上	20人